

交付対象事業の審査基準の公表について

このたび、地方公共団体における特定外来生物防除等対策事業の早期の事業計画検討に資するため、従来から運用していた本交付金事業における交付対象の審査基準について参考として別表のとおり公表するので、ご確認いただきますようお願いいたします。

なお別表の各項目について、以下のとおり補足致します。

- ・「項目」

加点要素の大分類になります。

- ・「加点要素」

加点要素の具体的な説明になります。

- ・「評価される交付申請書別紙の記載箇所」

対応する交付申請書別紙の項目を示します。交付申請書別紙に対応する基準番号を付しますので、併せてご確認ください。

- ・「備考・補足」

各項目の補足的な説明になります。

別紙 1 に記載のとおり、令和 7 年度より応募申請期間が早まります。

本審査基準の別表は、本交付金事業交付要綱第 6 条に基づく審査の基準として位置づけられ、従来から運用していたものであります。こちらを参考に、今後の事業計画の企画・検討等にあたり、より効果的な事業計画の作成や事務手続きの迅速化に、参考としてご活用いただけますと幸甚です。

別表

項目	加点要素	評価される交付 申請書別紙の記 載箇所	備考・補 足
交付要 件に対 する該 当性	ア) 次の i)、ii) のどちらにも該当すること。		・ア) と イ) のい ずれにも 該当しな い事業は 不採択と なる。 ・詳細は 実施要領 第 2 (1) 各 号を参照 のこと。
	i) 以下のいずれかに該当すること		
	・ 特定外来生物等の分布が全国的には局所的 であること	「主たる特定外 来生物等の種 名」	
	・ 分布拡大の最前線であって、早期に防除を実施 しなければ近隣地域に分布拡大するおそれが 高いこと	「対象地域」	
	・ 地域の重要な自然資源に重大な被害を及ぼす又は そのおそれが高いこと	「事業対象地域 の保護区への該 当性」 「事業対象地域 の保全対象種」	
	ii) 効果的な防除手法が既に開発されている、 又は開発が可能である等、被害を効果的に抑制 できる目標を立て得ること	「今年度事業の 詳細」 *	
	イ) 全国的にまだ前例のない効果的・効率的な防除手法 開発や他の模範となる防除であること	「今年度事業の 詳細」 *	
1. 目 的・目 標の妥 当性	・ 対象種の侵入状況や被害状況等、地域の外来生物対策 上の課題と取組の現状が事業背景に明確に記述されて いること。	「背景」 (地域の外来生 物対策上の課題 と取組の現状 等) *	
	・ 事業背景を踏まえた、実現可能性の高い適切な目標、 保全対象が設定されていること。 ・ 事業背景を踏まえ、事業内容と関連した妥当な事業 目標となっていること。 ・ 目標達成の時期が定められており、事業の着地点が 明確になっていること。	「目的・目標」 *	

2. 成果指標の妥当性	以下の観点で、事業の効果に関する客観的な指標を設定していること		
	・事業目標に見合った妥当なアウトカム指標が設定されていること。 ・客観的・定量的に事業成果の測定が可能なアウトカム指標が設定されているか（達成率の算出方法、その方法の妥当性、等）。	「成果指標」＊ 「アウトカム指標」	
	・事業目標に見合った妥当なアウトプット指標が設定されていること。 ・客観的・定量的に事業成果の評価が可能なアウトプット指標が設定されているか（達成率の算出方法、その方法の妥当性、等）。	「成果指標」＊ 「アウトプット指標」 (定量的指標) (定性的指標)	
	・事業成果を定期的に評価する体制や枠組みが設けられており、PDCAサイクルにより事業内容の改善が見込まれるか。	「評価を行う頻度・枠組み」	
3. 事業計画の妥当性	費用対効果、実現可能性、防除手法や体制の効果・効率性、実行性、等の観点から、妥当な事業計画が策定されているか。		
	・目標達成に向けて、事業内容の費用対効果や効率性を高めたり、予算縮減を図るための工夫の有無と内容。 ＊民間企業、関係団体、隣接自治体等、申請者以外との連携体制が構築されているか。 ＊特定外来生物の侵入・定着フェーズや分布域に応じた事業計画であるか。 ＊根絶又は低密度管理状態を短期間で実現することが見込まれるものか。 ＊専門家や試験研究機関等との連携や既存の防除マニュアルや既存備品の活用、等 ・事業目標及び成果指標の達成に向けて、当該取組がどのように関係・寄与するのか、論理的・具体性のある計画か。 ・特に、積極的にICT等の新たな技術を活用する工夫がみられるか。	「年度別概要」 ＊ 「交付要綱第3条第1項第1号による事業」 (直接交付事業) 「交付要綱第3条第1項第2号及び第3号による事業」 (間接交付事業)	直接交付事業 間接交付事業に共通

	・ 間接交付事業者の取組みを交付事業者が管理、監督する方法に具体性があるか。	「交付要綱第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号による事業」 (間接交付事業)	間接交付事業のみ
4. 過年度事業の達成状況及び効果	・ 成果指標の達成状況及び過年度の成果から鑑み、事業が過年度の事業計画に沿って適切に実施され、効果を上げているか。 ・ 過年度事業の実施により、事業対象地において、対象種による被害の抑止が図られる、又は、事業効果に寄与する成果が得られたか。 ・ 事業開始時点で分布が確認されていた地域における根絶の達成、分布域を縮小させることに成功したか。 ・ 地方公共団体の管轄内において、事業開始時と比較し、新たに分布域が拡大した地域がないか。	「成果指標」＊ 「アウトカム指標」 「成果指標」＊ 「アウトプット指標」(定量的指標)(訂正的指標) 「これまでの交付事業の成果」	
5. 国の主要施策との関係性	・ 防除実施計画、生物多様性地域戦略、特定計画(鳥獣保護管理法)その他計画に基づいた防除事業であるか	「関連する計画・戦略等の名称」	
	・ 事業実施により、生態系保全上重要な地域における生態系の保全が促進されること。	「事業対象地域の保護区への該当性」	必ずしも保護区等である必要はなく、都市部における緑道等、地域生態系における重要性が見込まれるものであれば該当する。
	・ 保全対象種が明示され、それらが防除等の対象となる特定外来生物との生物間相互作用を有していること。	「事業対象地域の保全対象種」	

6. 科学的知見に基づく事業実施	・ガイドラインや論文、マニュアル、手引き等、既存の知見の活用が図られていること。	「参考としているマニュアル・手引き等」	
	・事業実施にあたり、専門家との連携が行われ、科学的な知見からの指導、検討が行われていること。	「専門家との連携状況」	
	・専門家の意見が事業計画に随時取り入れられる体制が確保されていること。	「専門家意見聴取の体制や聴取事項」	
7. 事業成果の評価体制	・当年度の事業成果を年度末に評価し、次年度の計画策定に効果的に反映する体制が構築されていること。 ・評価時点で得られている成果を今後の事業実施に効果的に生かすことが可能な事業計画であること。	「評価を行う頻度・枠組み これまでの交付事業の成果」 「専門家意見聴取の体制や聴取事項」	左記 3 項目の記載内容を鑑みて総合的に判断する。
8. 責務規定を踏まえた都道府県の取組み	・都道府県が市町村に対して実施する間接交付事業であること。 ・都道府県と市町村の役割分担が明確になされ、連携促進等の取組の具体性が図られた事業計画であるか。 ※「特定外来生物被害防止基本方針」（令和 4 年 9 月 20 日閣議決定）における都道府県の役割を参照。	「交付要綱第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号による事業」（間接交付事業）	